



## Monthly Letter 2025 December



社会保険労務士法人 ルーチエ

■名古屋事務所 名古屋市中区丸の内2-15-12-2  
ザ・テラス丸の内 903  
■ info@sr-luce.jp 052-211-5185  
■ 金沢事務所 金沢市長町1-4-45

### サイバー攻撃予防訓練のすすめ

#### ◆サイバー攻撃も“災害”として認識すべき時代

近年、企業を狙ったサイバー攻撃が急増しています。標的型メールやランサムウェアなど、その手口は巧妙化しており、従業員の一瞬の油断が情報漏洩や業務停止といった重大な被害につながるおそれがあります。とりわけ人事・労務部門が扱う情報は機密性が高く、万が一流出した場合、その被害は災害並みです。

そこで、企業の情報インフラのB C Pとして、サイバーセキュリティの防災訓練が有効になってきます。

#### ◆訓練の具体的な進め方

例えば、実際の攻撃を模した疑似メールを従業員に送信。開封やリンククリックの有無を確認し、現状のリスク感度を把握します。結果をもとに、どのようなメールが危険か、どう対応すべきかを学ぶ研修を行い、実践的な知識と意識の向上を図ります。

また、実際に攻撃を受けて感染等してしまい、インフラが止まってしまった場合等を想定して、その際の初動対応やオンラインでどのような作業がどこまで可能か等、確認しながら行うことも有効です。

#### ◆小さな一歩が大きな防御に

まずは小規模な訓練からでもよいでしょう。また、外部の専門業者等と連携して行うのもよいでしょう。

従業員の意識改革と企業防衛の第一歩として、ぜひこの機会に検討してみましょう。

## マイカー通勤手当の非課税限度額が令和7年分年末調整から引上げに？

### ◆令和7年分年末調整における改正事項

今年の年末調整について、国税庁ホームページでは、(1)「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し、(2)「扶養親族等の所得要件」の改正、(3)「特定親族特別控除」の創設、が行われているとして、情報を提供しています。また、「通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります」とあります。社会保険料の算定基礎にも影響する可能性がありますので、最新情報を確認しておきましょう。

### ◆政府が方針を決定

11月12日、政府が非課税限度額を引き上げる方針を固めたと報じられました。10km以上15km未満の場合に月額7,100円までから7,300円に、55km以上の場合に月額31,600円までから38,700円までに引き上げるとされています。

### ◆ベースは人事院勧告

国税庁ホームページによれば、改正は人事院勧告（令和7年8月7日）を受けたもので、勧告本文では、「民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施する」とされています。なお、この実施は11月11日に閣議決定されています。

### ◆令和8年4月以降のさらなる改正も検討

令和8年4月以降のさらなる改正について、税制改正の議論を踏まえて決める方針とも報じられています。人事院勧告には、「令和8年4月から、上限を『100km以上』とし、『60km以上』の部分について5km刻みで新たな距離区分を設ける」、「1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設する」とあります。

【NHK報道「政府 自動車通勤手当 非課税の限度額を引き上げる方針固める】

<https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10014974011000>

【国税庁「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

【最新情報はこちらから】

[通勤手当の非課税限度額の改正について | 国税庁](#)

---

## 中小企業庁が「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しました

### ◆中小企業庁が最低賃金引上げ対応の国の支援制度をまとめた特設サイトをオープン

今年も最低賃金の引上げが実施されました。近年、大幅な引上げが続いており、企業としては対応に苦慮するところです。

そのような中、中小企業庁は、賃上げ・最低賃金対応をしながら、新製品開発、新設備の導入、販路開拓、従業員の処遇改善や人材確保の取組みをする中小企業・小規模事業者への国の支援制度をまとめた「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しました。

### ◆補助金・助成金・税制・相談窓口などの情報を一括で確認

特設サイトは、以下のステップにより、自社に合った補助金・助成金（IT・設備投資支援に関する補助金、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）、税制優遇（賃上げ促進税制）、相談窓口（よろず支援拠点、働き方改革推進支援センター等）といった支援策をすぐに見つけられるよう工夫されています。

- ステップ1 賃上げに必要な人件費の増加分を知る
- ステップ2 商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討する
- ステップ3 賃上げ原資の確保に向けて対策を考える

### ◆自社に合った支援制度を見つけるために活用を

時給引上げ額、勤務日数、従業員数などを入力することによって、1日、1週間、1月、1年当たりの各増加額を算出できる「人件費増加額シミュレーション」や、利益を得るために売上高等をシミュレーションできる「儲かる経営 キヅク君」など、自社の状況をシミュレーションするのに活用できるツールも盛り込まれていますので、ぜひ活用したいところです。

【中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト】

<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>

---

## ～弁護士法人クオリティ・ワン通信～

### 「残業時間の集計方法～ありがちな失敗例～」

私自身が企業の残業代計算をする中で、ありがちだな、と思う失敗事例を1つ紹介いたします。

次の問題は、○か×か、いかがでしょうか。

#### 【問題】

「残業時間については、1日ごとに30分未満の端数を切り捨てて計算することができる」

#### 【答え】

×

1か月の合計における残業時間の端数処理は認められています。具体的には、1か月の残業時間の合計に30分未満の端数を切り捨てることが許されています。

しかし、1日ごとの残業時間の端数処理は認められていません。つまり、毎日、1分単位で残業時間を集計しないといけない、ということです。

時折、30分未満の残業の場合には残業代がつかない、と誤解している方がいるので、要注意です。

※もし30分×20日の残業の場合、それだけで10時間の残業になってしまいますから、残業代計算に与える影響は少なくない見込みです。

経験からですが、ご担当者はわざとそうしているわけではない、と思っています。

前にいた会社がそうだったから、前任者がそうしていたから、という場合が多くあります。社会保険労務士の先生が顧問に入っていない場合も相当数あることから、適切な情報提供を受ける機会は重要だと感じます。

もし社内から問い合わせが生じた場合に、どこに相談すれば解決できそうかを知っておくことも重要ですね。

#### Monthly Letter・ルーチェ 編集後記

2025年も終わりが近づき、なにかと慌ただしい時期ですね。

今年の年末調整は税制改正もあり、所得税の基礎控除や給与所得控除の見直しや、特定親族特別控除、など聞きなれない言葉も飛び交っています。

また、マイカー通勤手当の非課税限度額を遡って(!)変更、ということが舞い込んできました。

今年はインフルエンザが早い時期から流行っているようですので、体調管理には充分気を付けて、年末まで乗り切りたいと思います。

#### ★冬季休暇について

休暇期間：2025年12月27日(土)～2026年1月4日(日)

休暇中はご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

矢野